

介護保険事故発生時における報告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法に基づく居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービスまたは介護予防支援（以下、「介護サービス」という。）を行う者（以下、「事業者」という。）がそのサービスの提供により、利用者、入所者または入院患者（以下、「利用者」という。）の生命と健康の安全を脅かす事故（以下、「介護事故」という。）が発生した場合における報告手順を定めることにより、県と市町等との迅速かつ適切な連携を図ることを目的とする。

(事業者が報告すべき介護事故の範囲)

第2条 事業者が市町等に報告すべき介護事故の範囲は、事業者の過失の有無を問わず、次のとおりとする。

- 一 介護サービス提供中に、利用者が死亡または負傷した場合。
 - イ 死亡には、自然死または病死は含まないものとする。
 - ロ 負傷とは、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合とする。
- 二 食中毒又は感染症が発生した場合。
 - イ 同一の食中毒若しくは感染症による死亡者又は重篤な患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
 - ロ 同一の有症者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
 - ハ 通常の発生動向を上回る食中毒又は感染症の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合。
- 三 職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合。
（例：業務上横領、個人情報紛失、送迎時の交通事故 等）
- 四 その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合。
（例：利用者等の保有する財産を滅失させた場合 等）

(市町等が県に報告すべき介護事故の範囲)

第3条 市町等が県に報告する介護事故の範囲は、次のとおりとする。

- 一 消費者安全法に規定される通知義務に該当する重大事故等が発生した場合。
- 二 消費者安全法に規定される通知義務に該当する消費者事故等が発生した場合。
- 三 事故の原因に指定基準違反または人格尊重義務違反(虐待等)が疑われる場合。
- 四 その他市町等において報告が必要と認める場合。

(報告手順)

第4条 事業者は、介護事故が発生した場合は、その状況、背景等およびその際にとった処置について、市町等に対し速やかに報告を行う。

2 事業者から報告を受けた市町等は、報告内容が前条第1項各号のいずれかに該当する場合、県長寿福祉課に対し、速やかに報告を行う。

(報告の様式)

第5条 厚生労働省が示す事故報告様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに(遅くとも5日以内)提出する。その後、7から9について、作成次第提出すること。

(その他)

第6条 事故発生時の対応は、介護保険法に定めるものの他、次のことを遵守する。

- 一 事業者は、事故発生後の利用者若しくは利用者の家族等への対応が終結するまで、適宜その経過を市町等に報告する。
- 二 報告内容には個人情報が含まれるため、その取り扱いには十分注意する。

付則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

令和3年4月22日 一部改正する。

令和3年9月15日 一部改正する。

令和7年1月 8日 一部改正する。